

お知らせ

株主総会へのご出席につきましては、開催日 当日におけるご自身の体調等をご勘案のうえ、 慎重にご判断いただきますようお願い申し上げ ます。

議決権行使につきましては、書面(郵送)及び インターネットによる行使もご活用ください。

お土産の取り止めについて

株主総会ご出席株主様へのお土産のご提供を取り止めさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 極 洋

証券コード:1301



日時

2023年6月27日(火曜日)午前10時

(受付開始予定:午前9時)

場所

東京都千代田区平河町二丁目4番1号 都市センターホテル(日本都市センター会館内) 3階 コスモスホール

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役12名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

第4号議案 業績連動型株式報酬制度

一部改定の件

第5号議案 当社株式の大規模買付行為

への対応方針(買収防衛策)

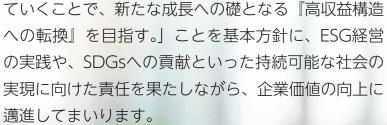
継続の件

食卓に、海のおいしさと、おどろきを。

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は魚を中心とした総合食品会社として、「人間尊重の経営を基本に、健康で心豊かな生活と食文化に貢献し社会と共に成長する」ことを企業理念に、ステークホルダーの皆様から満足と信頼を得られるよう、グループ総力を挙げて事業活動に努めてまいりました。

2023年度は中期経営計画『Build Up Platform 2024』の最終年度として、引き続き「経営基盤の強化を図りながら、『事業課題への継続的取組み』と『持続的成長への挑戦』を柱とする戦略を進め、社会と極洋それぞれが共有するべき価値を創造し



今後とも、皆様のご支援、ご協力のほどよろしくお

願い申し上げます。



代表取締役社長 井 上 誠

証券コード:1301 2023年6月5日

(電子提供措置の開始日 2023年6月1日)

株 主 各 位

東京都港区赤坂三丁目3番5号

株式会社 極 洋

代表取締役社長 井上 誠

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申 し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第100回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト: https://www.kyokuyo.co.jp

上記ウェブサイトにある「IR」「IRライブラリ」「株主総会関係」の順に選択してご覧ください。

また、上記のほかインターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。 東京証券取引所ウェブサイト:

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show 上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入 力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権の行使についてのご案内」にしたがって、2023年6月26日(月曜日)午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年6月27日 (火曜日) 午前10時

(受付開始時刻は午前9時を予定しております。)

2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号 都市センターホテル(日本都市センター会館内) 3階 コスモスホール

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

- 1. 第100期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第100期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役12名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

第4号議案 業績連動型株式報酬制度一部改定の件

第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛 策)継続の件

招集にあたっての決定事項

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権行使をされた場合、インターネットによる 議決権行使を有効なものといたします。

インターネットによる議決権行使を複数回された場合、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。 議決権行使書に議案に対する賛否が表示されていない場合、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・連結計算書類の連結注記表
- ・計算書類の個別注記表

電子提供措置事項に修正が生じた場合、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使書を郵送する場合



2023年6月26日(月曜日) 午後5時45分到着分まで

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。(上記の行使 期限までに到着するようご返送ください。)議決権行使書面において、議案に賛否の表示 がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットで行使する場合



2023年6月26日(月曜日) 午後5時45分まで

議決権行使サイト https://evote.tr.mufg.jp/

パソコン又はスマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセス のうえ、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パス ワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、上記行使期限 までに賛否をご入力ください。

詳細に つきましては 次頁をご覧 ください。



スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の 入力が不要になりました

※詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。

- インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱 わせていただきます。
- ●インターネットによって、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせ ていただきます。またパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせてい ただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は株主様のご負担となります。

株主総会へ出席する場合

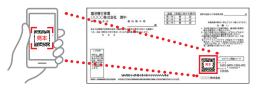


議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。) また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法

ログインID、パスワードを入力することなく、 議決権行使サイトにログインすることができます。

1 スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に 記載のQRコードを読み取ってください。



2 以降は、画面の案内に従って 替否をご入力ください。



QRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右記の「ログインID・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

https://evote.tr.mufg.jp/

- 1 パソコン又はスマートフォンから、上記の議決権行 使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・ 仮パスワード」を入力しクリックしてください。



⑤ 仮パスワードを新しいパスワードに変更してください。



4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権の行使システム等に 関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

0120-173-027 (通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては当期の業績等を勘案した結果、普通配当を1株につき90円とし、株主の皆様のご支援に感謝の意を表するため、創立85周年記念配当10円をこれに加えて、1株につき100円とさせていただきたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金100円 総額 1,076,625,500円

うち普通配当 90円 創立85周年記念配当 10円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年6月28日

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役全員(11名)は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また経営体制の強化を図るため取締役1名を増員したいので、取締役12名の選任をお願いするものであります。 候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏 名		現在の当社における地位及び担当						
1	井上	新任再任	社外 独立	代表取締役社長						
2	近藤	茂 新任 再任	社外	専務取締役 水産事業セグメント、食品事業セグメント管掌、水産事 業本部、食品事業本部担当、海外事業部、業務部担当、 水産事業本部長委嘱						
3	木 山	修 — 新任 再任	社外 独立	専務取締役 管理部門統括、コンプライアンス担当、総務部、人事 部、品質保証部担当						
4	檜垣	た	社外 独立	常務取締役 経営管理部担当、経営管理部長委嘱						
5	*	典 新任 <mark>再任</mark>	社外 独立	取締役 大阪支社長委嘱						
6	やま ぐち	敬 三 新任 再任	社外 独立	取締役 東京支社長委嘱						
7	服部	新任 再任	社外 独立	執行役員食品事業本部長						
8	<i>в</i> № тель	正樹新任再任	社外 独立	執行役員生鮮事業本部長						
9	三浦	理代 新任 再任	社外独立	社外取締役						
10	白尾	美佳新田再任	社外 独立	社外取締役						
11	ato ti	勝弘新任再任	社外 独立	社外取締役						
12	やま だ	英 司 新任 再任	社外独立	社外取締役						
新任 新任取締役候補者 再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者										

井上

まこと 再任

生年月日 1957年12月5日生

所有する当社株式の数 7.700株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

取締役候補者 と した 理 由 入社以来、主に水産商事・食品関連業務に従事し、水産冷凍食品部長、支社長、調理冷凍食品部長、常務取締役、専務取締役を経て、2018年から代表取締役社長を務めており、当社における豊富な業務経験と水産商事・食品事業及び会社の経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号

近藤

戊茂

再任

生年月日 1958年12月8日生

所有する当社株式の数 4,000株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4 月 当社入社

2011年6月 当社海外事業部長 2015年6月 当社水産加工第3部長

2017年6月 当社取締役水産加工第3部

長

2019年6月 当社常務取締役水産加工第3部長

2020年6月 当社常務取締役水産加工第2部長

2021年 3 月 当社常務取締役

2021年 6 月 当社専務取締役

2023年 4 月 当社専務取締役水産事業本

部長 (現)

取締役候補者とした理由

入社以来、主に海外駐在、水産商事関連業務に従事し、海外事業部長、水産加工第3部長、 常務取締役を経て、2021年から専務取締役を務めており、当社における豊富な業務経験とグローバルな事業経営及び水産商事事業に関する知見を有していることから、引き続き取締役 候補者としました。

木山

lpj lpj lpj | 再任

生年月日1959年8月30日生所有する当社株式の数3.400株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4 月 当社入社 2013年 4 月 当社企画部長 2017年 6 月 当社取締役企画部長 2020年 6 月 当社常務取締役 2022年 6 月 当社専務取締役総務部長 2023年 4 月 当社専務取締役(現)

取締役候補者とした理由

入社以来、主に企画・経理関連業務に従事し、企画部長、常務取締役を経て、2022年から専務取締役を務めており、当社における豊富な業務経験と企画・経理に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号

檜垣

仁志

再任

生年月日 1962年8月17日生

所有する当社株式の数 1,000株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4 月 当社入社 2017年 6 月 当社経理部長 2020年 6 月 当社取締役経理部長 2021年 4 月 当社取締役経営管理部長 2022年 6 月 当社常務取締役経営管理部 長 (現)

取締役候補者 と した 理 由 入社以来、主にシステム・経理関連業務に従事し、経理部長、経営管理部長を経て2022年から常務取締役を務めており、当社における豊富な業務経験とシステムに関する高い見識及び経理に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

田中

ゆたか 豐 再任

生年月日 1961年8月20日生 所有する当社株式の数 4.900株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1984年 4 月 当社入社

2010年8月 当社大阪支社冷凍食品部長 2016年 4 月 当社調理冷凍食品部長

2018年 6 月 当社取締役調理冷凍食品部 長

2021年 4 月 当社取締役業務食品本部

長、業務食品第1部長、口 ジスティクス本部長

2022年6月 当社取締役業務食品本部 長、ロジスティクス本部長

2023年4月 当社取締役大阪支社長

(現)

取締役候補者 とした理由

入社以来、主に食品関連業務に従事し、調理冷凍食品部長、業務食品本部長、業務食品第1 部長、ロジスティクス本部長、大阪支社長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と食 品・物流サービス事業に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としまし た。

候補者番号

敬三

再任

牛年月日

1962年1月8日生

1.100株 所有する当社株式の数



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4 月 当社入社

2014年 4 月 当社品質保証部長

2016年 4 月 当社家庭用冷凍食品部長

2018年3月 当社常温食品部長

2020年 6 月 当社取締役常温食品部長

2021年 4 月 当社取締役市販食品本部 長、市販食品第2部長

2023年4月 当社取締役東京支社長 (現)

取締役候補者 とした理由

入社以来、主に海外駐在、食品関連業務に従事し、品質保証部長、家庭用冷凍食品部長、常 温食品部長、市販食品本部長、市販食品第2部長、東京支社長を務めるなど、当社における 豊富な業務経験とグローバルな事業経営及び食品事業に関する知見を有していることから、 引き続き取締役候補者としました。

はっ 服部

あつし 篤

新任

生年月日 1965年7月16日生

所有する当社株式の数 500株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4 月 当 计入 计 2016年6月 当社水産加工第2部長 2020年6月 当社東京支社長 2023年 4 月 当社執行役員食品事業本部

長(現)

取締役候補者 とした理由 入社以来、主に水産商事関連業務に従事し、水産加工第2部長、東京支社長、執行役員食品 事業本部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と水産事業に関する知見を有してい ることから、取締役候補者としました。

候補者番号

正樹

新任

生年月日 1966年3月30日生

300株 所有する当社株式の数



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 4 月 当社入社

2012年 8 月 Kyokuyo

Corporation America

代表取締役社長

2017年6月 当社水産冷凍食品部長

2019年 4 月 当社机幌支社長 2021年 3 月 当社海外事業部長

2023年 4 月 当社執行役員生鮮事業本部

長 (現)

取締役候補者 とした理由

入社以来、主に海外駐在、食品関連事業に従事し、当社グループ会社社長、水産冷凍食品部 長、札幌支社長、海外事業部長、執行役員生鮮事業本部長を務めるなど、当社における豊富 な業務経験とグローバルな事業経営及び食品事業に関する知見を有していることから、取締 役候補者としました。

三浦

理代

再任【社外】独立

生年月日 1946年5月16日生

所有する当社株式の数 700株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年 4 月 女子栄養大学助手 1995年 4 月 同大学助教授

2001年 4 月 同大学教授

2003年 1 月 同大学実践栄養学科長

2009年 1 月 同大学学務部長

2015年 6 月 当社取締役(現)

2017年 4 月 女子栄養大学名誉教授(現)

社外取締役候補者 とした理由及び期待 される役割の概要

女子栄養大学において食品栄養学等を研究され、食品栄養学の専門家としての永年の経験と 知見から取締役会において公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいており、今 後も同氏の永年の経験と知見を基に、取締役会の意思決定に際して適切な指導をしていただ くことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者としました。

再任社外

独立

生年月日 1960年2月28日生

所有する当社株式の数

0株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4 月 国立公衆衛生院(現 国立

保健医療科学院)特別研究

2002年 4 月 実践女子短期大学助教授

2014年 4 月 実践女子大学教授(現)

2020年 6 月 当社取締役 (現)

社外取締役候補者 とした理由及び期待 される役割の概要 実践女子大学において食品衛生学や食育について研究され、豊富な経験と高い学識から、取 締役会において専門的立場から適切な意見をいただいており、今後も同氏の知識や経験等を 経営に反映し、監督機能を発揮していただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候 補者としました。

まち

ひろ 勝弘

再任 社外 独立

生年月日 1953年11月15日生

所有する当社株式の数

0株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4 月 農林水産省入省

2009年7月 水産庁長官

2010年 7 月 農林水産省事務次官

2013年5月 (一社) JA共済総合研究

所理事長

2016年3月 日本中央競馬会副理事長

2020年 3 月 JRAファシリティーズ(株)代

表取締役会長

2021年 6 月 当社取締役 (現)

2022年 4 月 JRAファシリティーズ(株)顧

問(現)

2022年6月 明治機械㈱取締役(監査等

委員) (現)

社外取締役候補者 される役割の概要 永年にわたり農林水産省の要職を務められ、また、研究機関により培われた豊富な知識と経 験を有しており、専門的な立場から助言や指導をしていただくとともに、中立的な視点から、 業務執行に対する適切な監督を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役 候補者としました。



英司

再任【社外】独立

生年月日 1955年7月18日生

所有する当社株式の数

0株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月 日本電信電話公社(現日 2012年6月 同社代表取締役副社長執行 本電信電話(株)) 入社 役員 2001年6月 ㈱エヌ・ティ・ティ・デー 2015年 6 月 同社顧問

タ金融システム事業本部金 日本電子計算㈱代表取締役

融ビジネス企画本部長 計長

同社ビジネス開発事業本部 2017年6月 ㈱千葉興業銀行社外取締役 2002年4月

決済ビジネス事業部長 (現)

2021年6月 当社取締役 (現) 2004年 5 月 同社決済ソリューション事

> 業本部副事業本部長 日本電子計算(株)顧問(現)

2005年6月 同社執行役員 2022年6月 平和不動産㈱社外取締役

(現)

社外取締役候補者 とした理由及び期待 される役割の概要

日本電子計算㈱において永年代表取締役社長を務められるなど、システム開発の経験や実績 を背景とした経営者としての幅広い見識を有しており、当社の経営を監督していただくとと もに、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレートガバナンス強化に寄与し ていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者としました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 現在当社の取締役である各候補者の当社における担当は、事業報告「4.(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりで
 - 3. 三浦理代、白尾美佳、町田勝弘及び山田英司の4氏は社外取締役候補者であります。

2011年6月 同社取締役常務執行役員

- 4. 三浦理代、白尾美佳、町田勝弘及び山田英司の4氏は、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
- 5. 本総会終結の時をもって、三浦理代氏の当社社外取締役就任期間は8年、白尾美佳氏の当社社外取締役就任期間は3年、町田 勝弘及び山田英司の両氏の当社社外取締役就任期間は2年となります。
- 6. 当社は三浦理代、白尾美佳、町田勝弘及び山田英司の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1 項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており ます。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

■取締役候補者の専門性と経験(スキルマトリックス)

本議案が承認可決された場合、当社の取締役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることになります。

		経営全般	業界知見	IΤ	法務・ コンプライ アンス	財務・ 会計	行政・ 学術研究	国際性
井上	誠	•	•					
近藤	茂	•	•					•
木山	修一	•		•	•	•		
檜垣	仁志	•		•		•		
田中	豊		•					
山口	敬三		•					•
服部	篤		•					
三山	正樹		•					•
三浦	理代						•	
白尾	美佳						•	
町田	勝弘	•	•				•	
山田	英司	•		•				

なお、上記の一覧表は各氏の経験などをふまえ、より専門的な知見を有する分野を示しており、有する全ての知見を表すものではありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任 を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。



略歴及び重要な兼職の状況

2005年10月 弁護士登録

長谷川俊明法律事務所勤務

2011年 4 月 松井・下田法律事務所開設

2015年 1 月 下田総合法律事務所開設

2020年 1 月 下田法律税務事務所開設

(現)

補欠社外監査役 候補者とした理由 会社の取締役又は監査役等として経営に関与されておりませんが、弁護士としての専門領域における知識と経験を有していることから、監査役に就任された場合に、当社の慣行にとらわれない企業社会全体を踏まえた客観的な判断を下していただけるものと考え、補欠監査役候補者としました。

- (注) 1. 下田一郎氏は社外監査役候補者であり、就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。
 - 2. 下田一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 3. 下田一郎氏が監査役に就任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とします。

■取締役候補者及び補欠監査役候補者にかかる役員等賠償責任保険契約について

当社は、優秀な人材を確保し、当社の成長に向けた積極果断な経営判断を支えるため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年12月に更新を予定しております。第2号議案(取締役12名選任の件)でお諮りする取締役の各氏のうち再任予定の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、選任後被保険者となります。第3号議案(補欠監査役1名選任の件)でお諮りする補欠監査役候補者については、監査役に就任後被保険者となります。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

(1)被保険者の実質的な保険料負担割合 保険料については特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担は ありません。

(2) 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事中があり、役員等の職務の適正性が損なわれないように措置を講じています。

第4号議案 業績連動型株式報酬制度一部改定の件

1. 提案の理由

当社は、2017年6月27日開催の第94回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く。)を対象とした業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」という。)の導入についてご承認いただき、その後、2021年6月25日開催の第98回定時株主総会において、本制度の改定をご承認いただいております。本議案は、本制度へ当社が拠出する金銭及び給付する株式数の上限等を一部改定することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、当社取締役会に一存いただきたく存じます。

本制度は、当社の取締役(社外取締役及び国内非居住者を除く。)及び執行役員(国内非居住者を除く。)(以下、併せて「対象取締役等」という。)が、中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識をより一層高めることを目的としております。かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であると考えております。また、本議案は、「当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております、当社取締役会が決定した取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであり、その内容は相当なものであると判断しております。

なお、第2号議案「取締役12名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の当社の対象となる取締役の員数は8名となります。

(注) 執行役員も改定後の本制度の対象であり、同一の信託を使用することから、本議案において記載しておりますが、あくまで参考情報であり、執行役員にかかる報酬等の額・内容等は、本議案の決議の対象としておりません。

2. 改定後の本制度の概要

(1) 概要

本制度は、当社が信託に対して金銭(その上限は下記(6)のとおりとします。)を拠出し、 当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて対象取締役等に対して、 当社が定める対象取締役等に対する株式給付規程(以下、「株式給付規程」という。)に従って、 業績達成度に応じて当社株式を給付する業績連動型の株式報酬制度です。なお、対象取締役等が 当社株式の給付を受ける時期は、原則として対象取締役等の退任時となります。

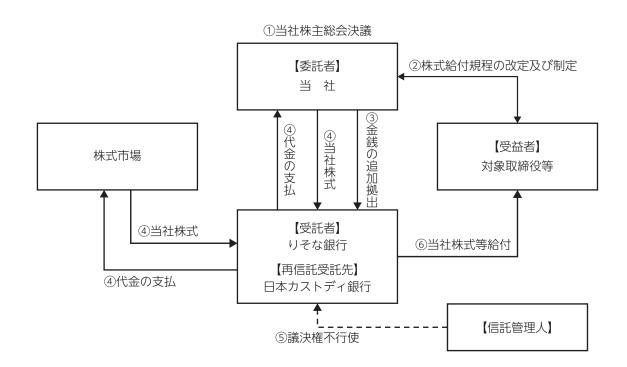
(2)対象者対象取締役等とします。

(3) 対象期間

原則、3事業年度ごとの期間(以下、「対象期間」という。)とします。ただし、本制度改定後の当初の対象期間は、2024年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの2事業年度(以下、「当初対象期間」という。)とします。

(4) 本制度の運営に伴う信託の設定

当社は、本制度の運営に当たって、受託者との合意の上で、以下の信託を設定して運営しております。



- ①当社は本制度の一部改定に関して本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ②当社は取締役会において、取締役に対する株式給付規程の改定及び執行役員に対する株式給付規程を制定します。
- ③当社は上記①の本株主総会及び取締役会で承認を受けた範囲内で金銭を追加拠出します。
- ④本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を当社(自己株式の処分)又は 株式市場から取得します。

- ⑤本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。
- ⑥対象取締役等に対して、信託期間中、上記②の株式給付規程の定めにより、業績達成度に応じて、ポイントが付与されます。退任時等、株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象取締役等に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。ただし、対象取締役等が株式給付規程の定める要件を満たす場合にはポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(5) 信託期間

2017年8月21日から本信託が終了するまでとします(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものといたします。)。

なお、本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものといたします。

(6) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、当初対象期間に対応する本制度に基づく対象取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、1事業年度あたり100百万円(うち、取締役分として90百万円)に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額(当初対象期間である2事業年度については200百万円(うち、取締役分として180百万円)。)を上限とする金銭を拠出いたします(注)。

なお、当初対象期間中、当初の拠出金額を含む拠出金額の合計が200百万円となる範囲内で取得資金を追加して信託することができるものとします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は対象期間ごとに、1事業年度あたり100百万円(うち、取締役分として90百万円)に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額(対象期間である3事業年度については300百万円(うち、取締役分として270百万円)。)を上限として追加拠出を行います。但し、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(対象取締役等に付与されたポイント数(ポイントについては、下記(8)参照)に相当する当社株式で対象取締役等に対する株式の給付が未了であるものを除きます。)及び金銭(以下、「残存株式等」という。)があるときは、当該残存株式等の額と追加拠出される信託金の合計額は、上記の上限額の範囲内とします。

- (注) 当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合せた金額となります。
- (7) 信託による当社株式の取得方法及び取得時期

本信託による当社株式の取得は上記(6)の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で株式市場 又は当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。

(8) 対象取締役等へ給付される当社株式数の上限

対象取締役等には、各事業年度に関して、株式給付規程で定めております各事業年度における役位及び業績達成度(※)に応じたポイントが付与されます。付与されたポイントは1ポイント当たり当社普通株式1株に換算され、当初対象期間に対応する本制度に基づく対象取締役等に給付される当社株式数の合計は、1事業年度あたり20,000株(うち、取締役分として18,000株)に当初対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた株数(当初対象期間である2事業年度については40,000株(うち、取締役分として36,000株))を上限とします。

また、当初対象期間経過後の各対象期間につきましては、1事業年度のポイント上限に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた株数(対象期間である3事業年度については60,000株(うち、取締役分として54,000株)を上限とします。ただし、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。)。

※業績達成度を評価する指標は、連結売上高及び連結営業利益とし、業績達成度に応じて変動するものとします。

(9) 対象取締役等への当社株式給付時期

原則として、対象取締役等が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時に定められた確定ポイント数に応じた数の当社株式を給付します。ただし、株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合については、納税資金確保の観点から、当社株式の給付に代えて当社株式の時価相当額の金銭を給付します。また、対象取締役等が死亡又は海外赴任等により国内非居住者となることが決定した等の場合には、全てを当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(10) 信託内の当社株式の議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は信託の経営からの独立性を確保するため一律不行使といたします。

(11) 信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることになります。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金

は、その時点で在任する対象取締役等に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または公益法人に寄付することを予定しています。

(12) 信託終了時の取扱い

本信託は、株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却するまたは公益法人に寄付することを予定しています。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する本制度の対象取締役等に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または公益法人に寄付することを予定しています。

第5号議案

当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防 衛策)継続の件

当社は、2020年6月24日開催の当社第97回定時株主総会において、当社株式の大規模買付への対応方針(以下「現プラン」といいます。)について、株主の皆様のご承認をいただき導入しておりますが、その有効期限は、本定時株主総会終結の時までとなっております。現プラン導入後の社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みのひとつとして、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを継続すること(継続後の対応方針を「本プラン」といいます。)といたしました。そこで、現プランの継続につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本プランでは、「Ⅱ 基本方針の実現に資する取り組み」を中心に文言の修正を行っておりますが、買収防衛策としての基本的なスキームの変更はございません。

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、このような上場会社株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から 見て企業価値ひいては株主共同の利益に対し、明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を 事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が、買付の条件等について検討 し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの など、不適切なものもあると思われます。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、ならびに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提 案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不 適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大量買付を意図する者が現れた場合は、買付者に買付の条件ならびに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報

を提供させ、当社取締役会や、必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

Ⅱ 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、次の施策を実施しております。これらの取り組みは、上記Iの基本方針の実現に資するものと考えております。

1. 企業価値向上への取り組み

わが国経済は、ウィズコロナのもと行動制限の緩和などにより経済・社会活動の正常化が進み、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、ウクライナ情勢の長期化をはじめ、原材料・エネルギー価格の高騰や急激な円安の進行など、事業を取り巻く環境が大きく変化し、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

水産・食品業界におきましては、外食・観光産業の需要回復がみられた一方で、生産面では原材料価格の上昇や原油価格の高止まり、物流費の高騰などにより、厳しい経営環境が続きました。

このような状況の中で、中期経営計画『Build Up Platform 2024』(2021年度~2023年度)の最終年度を迎え、『経営基盤の強化を図りながら、「事業課題への継続的取組み」と「持続的成長への挑戦」を柱とする戦略を進め、社会と極洋それぞれが共有するべき価値を創造していくことで、新たな成長への礎となる「高収益構造への転換」を目指す。』という基本方針のもと、目標達成に向け取り組んでおります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化による企業価値向上の取り組み

(1) 当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社及びグループ会社は、株主をはじめとするステークホルダーに対し、透明性の高い経営を行うとともに、迅速果断な意思決定を行い、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指していくことをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。併せて当社の企業理念・グループ企業行動憲章を遵守し、コンプライアンスを徹底するための適正な監視、監督体制を構築し、経営の効率性、公正性の確保に努めております。

【企業理念】

人間尊重を経営の基本に、健康で心豊かな生活と食文化に貢献し社会とともに成長することを目指します。

【キョクヨーグループ企業行動憲章】

- 1. 社会に役立つ総合食品グループとして、安心・安全な商品及びサービスを提供し、消費者・ユーザーの信頼を獲得します。
- 2. 法令を遵守し、公正、透明、自由な競争を行い、政治、行政との健全かつ正常な関係を保ちます。
- 3. 消費者・ユーザー・株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示します。
- 4. 環境問題への取り組みは企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動します。
- 5. 働きやすい環境の整備に努めます。
- 6. 国際社会の一員として行動し、関係地域の発展に努めます。

当社は現代企業のあるべき経営の姿を志向し、ステークホルダーとの関係を尊重し、社会の要請に応えることで事業の発展と企業価値の向上に取り組んでおります。また、総合食品企業としてお客様に安心・安全でおいしい商品を提供することが当社の社会的責任であると考えております。

(2) コーポレート・ガバナンス体制と企業価値向上へ向けた取り組みの状況

上記の基本的な考え方に基づき取締役会については経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立と取締役の経営責任の明確化のため、取締役の任期を1年とするとともに、取締役の員数を15名以内としております。また、4名の独立社外取締役を選任し、監督体制の強化を図っております。なお、取締役の選任決議は、議決権を行使できることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また取締役の選任については累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。また、2023年4月より、執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離することにより、経営の機動性を高め、コーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、次世代の経営人材育成を図っております。監査役については、当社の監査役は、4名のうち2名が独立性の高い社外監査役であります。監査役は取締役会、予算会議等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況を継続的に監査しております。

また、当社は、2021年5月より取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的として、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しています。その過半数は独立社外取締役としており、取締役会の決議によって選定された、社内取締役と独立社外取締役で構成しております。本委員会は、取締役会からの諮問に応じて、取締役の指名・報酬等に関する事項について審議し、取締役会に答申いたします。

コンプライアンス体制についてはコンプライアンス担当役員のもと、基本方針に基づき、内部 統制室にてコンプライアンス体制の構築、維持、向上を具体的に推進しており、グループ全体の 横断的なコンプライアンス体制を整備しております。また法令違反、その他コンプライアンスに 関する事実についてのグループ内通報体制として、社内のコンプライアンス担当部署長及び外部 の弁護士事務所を直接の情報受領者とし、通報者を保護する内部通報システムを設け、内部通報 者保護規則に基づきその運用を行っております。

グループ全体のリスク管理についてキョクヨーグループリスク管理基本規則を作成し、グループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理するためのリスク管理体制を整備しています。環境保全リスクについて社長を委員長とするサステナビリティ推進委員会のもと、グループ全体の環境保全体制を構築、維持、継続しています。

品質安全リスクについては、フードディフェンスガイドラインを作成し、工場運営の基礎として運用しています。また食品事故が発生した際には食品事故及び苦情処理に関する規則等に基づき、グループ全体ですみやかに対応しています。

当社及びグループ会社は、災害リスクについて事業継続計画(BCP)を策定し、被災時においても事業を継続できる体制を整備しています。

「内部監査チーム」は当社及びグループ会社のリスク管理体制を監査し、その結果を内部監査 委員会に報告しています。

これらの取り組みを通じて、当社は企業価値及びブランド価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っております。

3. 株主還元

当社は、株主に対する適切な利益還元を経営の重要な課題のひとつと位置付けており、企業体質の強化及び将来の事業展開に備えるための内部留保の充実を図るとともに、安定配当を継続しつつも、中長期的な利益成長による配当水準の向上を目指します。内部留保資金につきましては、有利子負債の削減に充当する一方、国内外の生産及び販売拠点の強化、市場ニーズに応える商品開発、人材育成のための教育投資、情報システムの強化、物流の合理化などに有効に活用する方針です。当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回行うこととしており、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。なお、当期の期末配当につきましては、本定時株主総会において、1株当たり100円(普通配当90円、創立85周年記念配当10円)にて付議しております。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されること を防止するための取り組み

1. 大規模買付ルール導入の目的

当社は企業理念として、人間尊重を経営の基本に、健康で心豊かな生活と食文化に貢献し、社会とともに成長することを目指しています。そのためには、まず、安心・安全な食品を安定してお届けすることが、当社に課せられている第一義の使命であると考えます。

当社グループは食品生産から流通、販売の各過程において、蓄積した技術や経営ノウハウをブランドに表象し、この使命を着実に実行することにより今日の基盤を作り上げてきました。当社が更に成長するためにはブランド力に一層磨きをかけ、株主・お客様・従業員をはじめとする利害関係者との信頼関係をより強化し、こうしたステークホルダーの皆様との共存・共栄が求められます。そしてこのことは日本の食生活と食文化の向上にもつながると考えます。

更に、食の安心・安全に対する関心が高まるなかで、当社に対する信頼を確保するためには、 品質保証の仕組みをより高いレベルで再構築するとともに、経営や事業に携わる者の一層のモラ ルの向上が何よりも重要であると考えます。

翻って大規模買付行為について考えますに、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配される行為は排除されなくてはなりませんが、一定の合理的なルールに則った買付行為の場合、株主の皆様が企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に関して適切な判断をするために必要な情報や時間を確保することは、当社取締役会の責務であります。

よって以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保に関する一定のルール (以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、現プランを継続することといたしました。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

注1:特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づく保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は、
- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法

第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2:議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。)又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の 株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計 をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3:株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項又は同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

3. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会を設置いたします。(独立委員会規程の概要につきましては、別紙2をご参照下さい。)独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外役員及び社外有識者(注)の中から選任します。(独立委員会の委員候補者につきましては別紙3をご参照下さい。)

独立委員会は大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、対抗措置の発動・不発動の判断、いったん発動した対抗措置の停止等の判断など、取締役会の諮問に対して勧告するものとし、取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされる ことを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家(投資銀行、証券会社、弁護士、その他外部の専門家)等の助言を得ることができるものとします。

注:社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会

計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

(1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要等

当社は、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じその内容について公表いたします。

(2) 必要情報の提供

当社は、上記(1)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から取締役会に対して、株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者には、本必要情報のリストにしたがい、本必要情報を取締役会に書面にて提出していただきます。本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、当社株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ① 大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び組合員(ファンドの場合)その他の構成員を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行

為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行可能性等を含みます。)

- ③ 大規模買付行為における買付価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)
- ④ 大規模買付行為における買付資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤ 大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及 び配当政策等
- ⑥ 大規模買付行為の完了後における当社の取引先、顧客、従業員その他の当社に係る利害関係 者と当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、その期限を延長することができるものとします。

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで、適宜期限を定めた上で追加的に情報提供を求めることがあります。

取締役会は、本必要情報が大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨を、大規模買付者に通知するとともに公表することとします。取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供がない場合において、大規模買付者から情報の提供がなされないことについての合理的な説明がある場合には、取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、その旨を公表するとともに後記(3)の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。取締役会に提供された本必要情報は、速やかに独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。

(3) 取締役会による評価期間等

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を上限として、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、取締役会は、必要に応じて外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑧のいずれかに該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款のもとで認められる対抗措置を取ることがあります。取締役会が対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当をする場合の概要は別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して、当社が当社株式と引き換えに当該新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合(いわゆるグリーンメーラーである場合)
- ② 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③ 会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合

- ④ 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付を行うことをいいます。)等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。)が当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合
- ⑦ 大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係を破壊する等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- ⑧ 大規模買付者による買付後経営方針等が不十分又は不適当であるため、当社事業の成長性・ 安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に重大な支障をき たすおそれがあると判断される場合

上記のとおり例外的に対抗措置を発動することについて判断する場合には、その判断の客観性及び合理性を担保するため、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し、対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置発動の必要性、相当性を十分検討した上で上記 4. (3)の取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。取締役は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動について判断を行うものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款のもとで認められる対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

対抗措置を発動することについて判断するにあたっては、取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で発動の是非について判断するものとします。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみ

をもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)又は(2)において、取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。

対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合において、権利の割当を受けるべき 株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動 が適切でないと取締役会が判断した場合には、当該新株予約権の効力発生日の前日までの間は、 独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の無償割当を中止することとし、また新株予約権の 無償割当後においては、行使期間開始日の前日までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、当 社による無償取得(当社が新株予約権を取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失いま す。)等の方法により対抗措置発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

6. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主・投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主・投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主・投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響

取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記5. に記載した対抗措置をとることがありますが、取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、当該決定について法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・

適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合は、株主の皆様は、対価を払い込みすることなく、その保有する株式数に応じて、新株予約権が割り当てられます。また、当社が、当該新株予約権の取得の手続をとることを決定した場合は、大規模買付者以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、法的権利又は経済的側面において格別の不利益は発生しません。

なお、独立委員会の勧告を受けて、取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株 予約権の無償取得(当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を 失います。)を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行っ た株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要となる手続き

対抗措置である新株予約権の無償割当が行われる場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割り当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

7. 大規模買付ルールの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランは、本株主総会での承認をもって同日より発効することとし、有効期限は2026年6月に開催される定時株主総会終結の時までとします。また、本プランは、本株主総会により継続が承認された後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの変更を行うことがありま

す。このように、取締役会が本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、そ の内容につきまして速やかに開示します。

なお、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様に不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正又は変更する場合があります。

Ⅳ 本プランが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益 を損なうものではなく、かつ当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しており ます。

1. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2018年6月1日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

2. 株主意思を重視するものであること

本プランは、本株主総会での承認により発効することとしており、本株主総会にて本プランについて株主の皆様の意思を問う予定であることから、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

3. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動等の判断に際しては、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保さ

れています。

4. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

5. 独立した外部専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、弁護士、その他外部の専門家)等の助言を得ることができることとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとしております。

6. デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は、期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

当社株式の状況(2023年3月31日現在)

発行可能株式総数 43,700,000株
 発行済株式の総数 10,928,283株
 株主数 29,451名

4. 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行㈱	998	9.27
㈱りそな銀行	523	4.86
農林中央金庫	445	4.13
㈱日本カストディ銀行	317	2.95
東洋製罐グループホールディングス(株)	315	2.92
三井住友海上火災保険㈱	250	2.32
東京海上日動火災保険㈱	224	2.08
極洋秋津会	155	1.44
SMBC日興証券㈱	144	1.33
中村 格彰	143	1.33

- (注) 1. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位をそれぞれ切り捨てて表示しております。
 - 2. 上記株式のうち日本マスタートラスト信託銀行㈱全株、㈱日本カストディ銀行全株、及びSMBC日興証券㈱690株は、信託業務に係る株式であります。
 - 3. 持株比率は、自己株式(162,028株)を控除して計算しております。なお、自己株式には役員株式給付信託の導入に際して設定した㈱日本カストディ銀行が所有する当社株式49,627株を含めておりません。
 - 4. 極洋秋津会は当社取引先持株会であります。

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外役員及び社外有識者の中から、取締役会が選任する。
- ・独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その 理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした 決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれ を行うこととする。
- ・ 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・ 独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

独立委員会委員候補者の氏名及び略歴

三 浦 理 代(みうら まさよ)

(1946年5月16日生)

1970年 4 月 女子栄養大学助手

1995年 4 月 同大学助教授

2001年 4 月 同大学教授

2003年 1 月 同大学実践栄養学科長

2009年1月 同大学学務部長

2015年 6 月 当社取締役 (現)

2017年 4 月 女子栄養大学名誉教授(現)

白 尾 美 佳(しらお みか)

(1960年2月28日生)

1994年 4 月 国立公衆衛生院(現 国立保健医療科学院)特別研究員

2002年 4 月 実践女子短期大学助教授

2014年 4 月 実践女子大学教授(現)

2020年6月 当社取締役(現)

町 田 勝 弘(まちだ かつひろ)

(1953年11月15日生)

1976年 4 月 農林水産省入省

2009年7月 水産庁長官

2010年7月 農林水産省事務次官

2013年 5 月 (一社) JA共済総合研究所理事長

2016年3月 日本中央競馬会副理事長

2020年 3 月 JRAファシリティーズ㈱代表取締役会長

2021年 6 月 当社取締役 (現)

2022年 4 月 JRAファシリティーズ(株)顧問(現)

2022年6月 明治機械㈱取締役(監査等委員)(現)

山 田 英 司(やまだ えいじ)

(1955年7月18日生)

- 1978年4月 日本電信電話公社(現日本電信電話(機))入社
- 2001年6月 ㈱エヌ・ティ・ディ・データ金融システム事業本部金融ビジネス企画本部長
- 2002年 4 月 同社ビジネス開発事業本部決済ビジネス事業部長
- 2004年 5 月 同社決済ソリューション事業本部副事業本部長
- 2005年6月 同社執行役員
- 2011年6月 同社取締役常務執行役員
- 2012年 6 月 同社代表取締役副社長執行役員
- 2015年6月 同社顧問 日本電子計算㈱代表取締役社長
- 2017年6月 ㈱千葉興業銀行社外取締役 (現)
- 2021年6月 当社取締役(現) 日本電子計算㈱顧問(現)
- 2022年6月 平和不動產㈱計外取締役(現)

田 村 雅 治(たむら まさじ)

(1960年8月9日生)

- 1983年4月 ㈱大和銀行(現㈱りそな銀行)入行
- 2005年6月 同行スポーツ振興投票室長
- 2006年10月 同行東京営業第三部長
- 2008年4月 同行執行役員首都圏地域担当
- 2012年 4 月 りそな決済サービス㈱専務取締役
- 2016年 4 月 同社顧問
- 2016年6月 当社常勤監査役(現)

菅 野 洋 一 (かんの よういち)

(1962年8月6日生)

1985年4月 農林中央金庫入庫

2005年2月 同水戸支店長

2008年7月 同総務部副部長

2010年 6 月 同関東業務部長

2012年 6 月 同総務部長

2015年 6 月 同監事

2018年6月 当社常勤監査役(現)

下 田 一 郎 (しもだ いちろう)

(1972年9月18日生)

2005年10月 弁護士登録

長谷川俊明法律事務所勤務

2011年4月 松井・下田法律事務所開設

2015年 1 月 下田総合法律事務所開設

2020年 1 月 下田法律税務事務所開設 (現)

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 三浦理代、白尾美佳、町田勝弘及び山田英司の4氏は、本株主総会において第2号議案で選任をお願いする社外取締役の候補者であります。
 - 3. 三浦理代、白尾美佳、町田勝弘及び山田英司の4氏は、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
 - 4. 田村雅治及び菅野洋一の両氏は東京証券取引所に対し独立役員として届け出る予定です。
 - 5. 下田一郎氏は、本株主総会において第3号議案で選任をお願いする補欠監査役の候補者であります。同氏が監査役に就任した場合は、同氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出る予定です。

新株予約権無償割当の概要

- 1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法 取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する 当社普通株式(但し、当社の所有する当社普通株式を除く。) 1 株につき 1 個の割合で新た に払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
- 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的とな る株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を 行うものとする。
- 3. 株主に割当てる新株予約権の総数 取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の 総数(当社の所有する当社普通株式を除く。)を減じた株式数を上限とする。取締役会は、 複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
- 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額 各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で取締役会が 定める額とする。
- 5. 新株予約権の譲渡制限 新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
- 6. 新株予約権の行使条件 議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者(但し、あらかじめ取締役会が同意 した者を除く。)でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、取締役会にお いて別途定めるものとする。
- 7. 新株予約権の行使期間等 新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項について は、取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6. の行使条件の ため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株 予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨 の条項を定めることがある。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響があったものの、行動制限の解除とともに経済活動が徐々に正常化した一方で、ロシア・ウクライナ問題の長期化や、急激な為替変動など、依然として先行き不透明な状況が続きました。

水産・食品業界におきましては、新型コロナウイルス感染の再拡大により、外食産業に一時停滞の動きが見られたものの、旅行支援やインバウンドの復活により外食・観光産業が回復傾向となった一方で、生産・供給面では原材料・原油価格の高騰が長引き、厳しい経営環境が続きました。

このような状況の中で、中期経営計画『Build Up Platform 2024』(2021年度~2023年度)の2年目として、『経営基盤の強化を図りながら、「事業課題への継続的取組み」と「持続的成長への挑戦」を柱とする戦略を進め、社会と極洋それぞれが共有するべき価値を創造していくことで、新たな成長への礎となる「高収益構造への転換」を目指す。』という基本方針のもと、目標達成に向け取り組んでまいりました。

セグメント別の事業概況は以下のとおりです。

(水産商事セグメント)

2022年前半から水産物の相場が上昇する中、第2四半期までは前年に比べて販売数量は減少したものの、業務筋の回復や先高観による原料確保の動きに販売単価の上昇が加わり、売上は拡大しました。しかしながら、第3四半期以降は、高値継続に起因した消費の鈍化により、需要の減退が鮮明になりました。国内販売においては、主要魚種のサケ、エビと高額商品のカニの取扱いが前年を下回るとともに、需要減少に伴う相場下落により、収益が大きく落ち込みました。

一方で海外事業については、欧米では、ロシア・ウクライナ問題に端を発した物価高騰により、年後半に景気が減速し、カニやエビなどの高額商品の消費は鈍化しましたが、新規販売先の開拓を進めた結果、海外売上高は想定を上回りました。また、円安の影響もあり、海外マーケットで優位性のあるホタテやマグロ等の輸出が伸長しました。

この結果、売上は前期を上回りましたが、利益は前期を下回りました。水産商事セグメントの売上高は1,227億83百万円(前期比1.6%増)、営業利益26億83百万円(前期比47.9%減)となりました。

(食品セグメント)

業務用冷凍食品は、回転寿司ルート向けを中心に寿司種の販売が伸長しました。また、コスト上昇に伴う価格改定により、一部で消費減退の動きが見られたものの、量販店の惣菜売り場を中心に、水産フライ・天ぷら類やエビフリッターなどの販売が拡大しました。しかしながら、価格改定分を上回る主副原料費の高止まりが続き、収益を圧迫しました。

市販用冷凍食品は、主力商品の煮魚・焼魚の販売が宅配、ドラッグストア向けを中心に拡大しました。缶詰は、製造コストが上昇し、不漁のためにサバ缶の一時休売を余儀なくされるなど、厳しい環境が続きましたが、主力商品に集中した販売施策により、売上は前年並みを確保しました。おつまみ・珍味製品は消費者の志向の変化により販売が低迷したことに加え、原材料価格の高騰から収支が悪化しました。

この結果、売上は前期を上回りましたが、利益は前期を下回りました。食品セグメントの売上高は1,083億28百万円(前期比11.8%増)、営業利益は9億36百万円(前期比10.5%減)となりました。

(鰹・鮪セグメント)

世界的な引き合いの強さからマグロの相場が高止まりする中で、一部商材に需要減退の動きが見られたものの、外食産業の回復を背景とした力強い需要がありました。インドマグロなどの販売が順調に推移したほか、自社工場製品を中心とした加工品の販売が回転寿司ルート向けを中心に大きく伸長し、利益は計画を大幅に上回りました。国産養殖クロマグロは高品質の維持に注力し、収益を確保しました。海外まき網事業は、水揚げ量は減少したものの、市場全体で品薄状態が続いたことでカツオの魚価が上昇し、売上・収益ともに拡大しました。

この結果、売上・利益とも前期を上回りました。鰹・鮪セグメントの売上高は392億20百万円(前期比14.4%増)、営業利益は53億25百万円(前期比438.8%増)となりました。

(物流サービスセグメント)

冷蔵倉庫事業は、荷動きが低調な中で庫腹率が高い状態が続き、保管料の増加により売上が伸長しました。利用運送業も、外部取引先への営業強化により売上が拡大しました。しかしながら、収益を圧迫している電気料金の上昇に伴って価格改定を進めたものの、収益は全体として減少しました。

この結果、売上は前期を上回りましたが、利益は前期を下回りました。物流サービスセグメントの売上高は13億61百万円(前期比15.8%増)、営業利益は2億3百万円(前期比6.9%減)となりました。

以上の結果、当社グループの売上高は2,721億67百万円(前期比7.3%増)、営業利益は81億5百万円(前期比26.8%増)、経常利益は81億82百万円(前期比18.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は57億82百万円(前期比24.8%増)となりました。

なお、当社単独における売上高は2,491億42百万円(前期比7.0%増)、営業利益は60億24百万円(前期比14.1%増)、経常利益は60億7百万円(前期比5.7%増)、当期純利益は40億84百万円(前期比19.4%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は22億92百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、事業運転資金に充当するため短期借入や短期社債(電子CP)の発行を行い、設備投資資金や安定資金確保を目的に、長期借入金64億16百万円を調達いたしました。

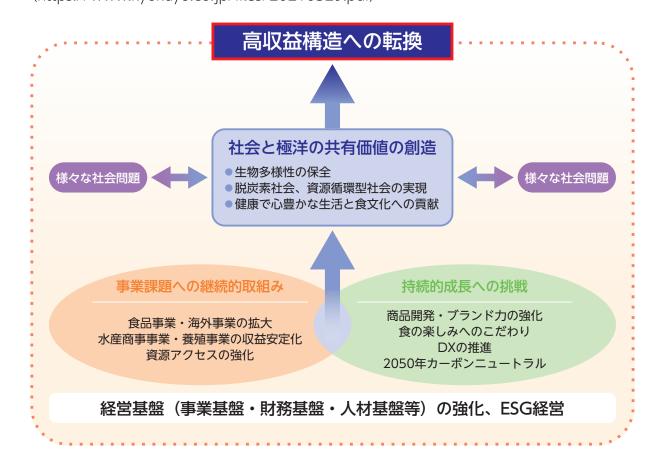
(4) 対処すべき課題

水産・食品業界を取り巻く環境は、世界的にはアジア新興国を中心とした所得増加により、水産物需要が高まりを見せ、水産物原料の確保が課題となっています。一方で、国内では中長期的には人口減少によるマーケットの縮小が見込まれており、海外事業の拡大が重要となっています。また、足下の状況では、エネルギー価格、原材料価格の高騰や急激な為替変動、地政学的リスクが顕在化するなど、経済・事業の先行きに不透明感が増しています。こうした環境の中で、食品メーカーとして供給責任を果たしながら、社会と事業の持続可能性を追求してまいります。

中期経営計画『Build Up Platform 2024』の概要

『経営基盤の強化を図りながら、「事業課題への継続的取組み」と「持続的成長への挑戦」を柱とする戦略を進め、社会と極洋それぞれが共有するべき価値を創造していくことで、新たな成長への礎となる「高収益構造への転換」を目指す。』という基本方針のもと、ESG、SDGsといった持続可能な社会の実現に向けた責任を果たしながら、事業を推進してまいります。

なお、詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。 (https://www.kyokuyo.co.jp/files/20210329.pdf)



(2024年3月期日標値)

売上高3,000億円	営業利益70億円	経常利益65億円
海外売上高300億円	D/Eレシオ1.5倍、営業和	川益率・経常利益率2%超

当社では、2023年4月からコア事業を明確にしたセグメント構成に変更しました。従来の「水産商事」、「食品」、「鰹・鮪」、「物流サービス」から、「水産事業」、「生鮮事業」、「食品事業」、「物流サービス」のセグメントとし、事業を展開してまいります。また、セグメント変更と同時に、機動的な事業運営を図り、「高収益構造への転換」を加速させるため、水産・生鮮・食品の3事業に事業本部を設置しました。事業本部による一元管理により、全体効率を追求した、収益性の高い体制を目指します。

各セグメントの施策は次のとおりであります。

水産事業セグメントでは、世界的に水産物の買い付け競争が厳しくなる中、調達力を増強し、 取扱い量を拡大します。また、買付から加工、販売まで自社グループ内で完結する一貫体制の強 化で、収益性の向上を図ります。海外事業については、日本産水産物の輸出販売を中心としたビ ジネスモデルから、海外で生産、販売するビジネスモデルへのシフトを推進するため、生産拠点 の整備に注力します。

生鮮事業セグメントでは、当社が得意とする寿司種をはじめとした生食商材と、生食で提供されることが多いカツオ、マグロ商材を同じセグメント内で取り扱うことで、事業運営の効率化を図ります。生食商材については、定番商品の品質向上と、自社工場製品の販売拡大による工場の高稼働に努め、安定的な利益を確保します。養殖事業については、専門部署の「資源開発部」を設置し、エキスパートによる生産管理の強化で収益の改善を図るとともに、新規養殖事業の取組みを推進していきます。

食品事業セグメントは、冷凍・チルド食品と缶詰、おつまみ製品などで構成されます。冷凍・

チルド食品は、煮魚、焼魚やフライ製品など加工度の高い商品に特化し、自社工場の収益性を含めた管理体制の向上を目指します。自社工場製品の販売に注力するとともに、生産アイテムの集約により、工場稼働の効率性を高めます。缶詰は主要取引先との関係強化によるシェア拡大に努め、おつまみ製品は新商品の投入により、売上の拡大を図ります。

物流サービスセグメントは、冷蔵倉庫事業において、キョクヨーグループの在庫を核とした、 適正で、安定的な庫腹率の管理に努めます。利用運送事業においては、配送と保管一体型サービスの外部への営業強化により、事業拡大を図ります。また、トラック運転手の不足が懸念される 2024年問題への対応として、トラック向けの予約システムの利用を推進します。

管理面は、財務・人材基盤の強化とESG経営を根幹に、安定的な利益の積み上げ、自己資本比率の向上による財務基盤の強化に努め、株主への配当水準の向上を念頭に置いたうえで、積極的な投資、有利子負債の削減などバランスよく配分します。また、事業拡大を目的とした人材育成強化のため、2023年4月に導入した新人事制度を通じて、人材基盤を強固なものにしていきます。ESG経営については、SDGsの取組みを強化することは、企業経営の根幹を成すものであるという考えのもと、社会課題の解決に貢献する「社会価値」を追求し、社会から必要とされる存在を目指します。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第97期 (2019年4月1日から (2020年3月31日まで)	第98期 (2020年4月1日から (2021年3月31日まで)	第99期 (2021年4月1日から (2022年3月31日まで)	第100期 (2022年4月1日から (2023年3月31日まで)
	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	262,519	249,197	253,575	272,167
経常利益	3,608	4,879	6,904	8,182
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,037	3,838	4,634	5,782
1 株当たり当期純利益	188円53銭	356円95銭	430円83銭	539円10銭
総資産	111,184	116,331	130,460	146,301
純資産	32,593	39,975	42,174	46,966

■売上高

(単位:百万円)

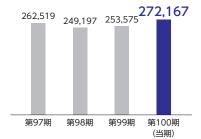
■ 経常利益

(単位:百万円)

■親会社株主に帰属する

当期純利益

(単位:百万円)







■ 1株当たり当期純利益

(単位:円)

■総資産

(単位: 百万円) **■ 純資産**

(単位:百万円)







(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
キョクヨー秋津冷蔵㈱	80	100	冷蔵倉庫業
極洋商事㈱	60	100	水産物・農畜産物等の買付販売
極洋食品㈱	100	100 (10.0)	冷凍食品・チルド食品の製造
極洋水産㈱	192	100	海外まき網漁業、カツオ・マグロの加工 及び冷蔵倉庫業
キョクヨー総合サービス㈱	10	100	保険代理店業
極洋フィードワンマリン㈱	90	50 (10.0)	マグロその他水産物の養殖・加工及び販売
キョクヨーフーズ㈱	30	100	冷凍食品・チルド食品の製造
極洋フレッシュ㈱	90	100	マグロその他水産物等の加工及び販売
キョクヨーマリン愛媛㈱	30	100	マグロその他水産物の養殖・加工及び販売
キョクヨーマリンファーム㈱	30	100 (16.7)	マグロその他水産物の養殖・加工及び販売
指宿食品㈱	50	95 (10.0)	マグロその他水産物等の加工及び販売
インテグレート・システム(株)	50	55	ソフトウェアの開発及び保守
㈱エィペックス・キョクヨー	50	100	水産加工品・惣菜品の製造及び販売
海洋フーズ㈱	40	100	鮭その他水産物等の加工及び販売
㈱クロシオ水産	5	70	真鯛その他水産物の養殖及び販売
㈱ジョッキ	60	100	海産物珍味の製造及び販売

会 社 名	資 本 金 (百万円)	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
Kyokuyo America Corporation (米国)	千米ドル 3,000	100	水産物等の買付販売
青島極洋貿易有限公司 (中国)	千米ドル 200	100	水産物等の買付販売
Kyokuyo Europe B.V. (オランダ)	千ユーロ 250	100	水産物等の買付販売
KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co.,Ltd. (タイ)	百万バーツ 350	100	冷凍食品の製造及び販売
Kyokuyo Vina Foods Co.,Ltd. (ベトナム)	百万ドン 225,000	100	食品の製造等

⁽注) 1. 当社の連結子会社は上記21社を含む26社であり、持分法適用関連会社は3社です。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④その他

2022年7月、新たに食品の製造等を目的としてKyokuyo Vina Foods Co.,Ltd.を設立し、連結子会社としました。

(7) 企業集団の主要な事業内容(2023年3月31日現在)

事業の種類別 セグメントの名称	主要な事業内容
水産商事	当社及びKyokuyo America Corporation 他において水産物の買付及び加工、販売を 行っております。
食品	当社、極洋食品㈱及び㈱ジョッキ他において業務用冷凍食品、市販用冷凍食品・缶詰・ 海産物珍味の製造及び販売を行っております。
鰹・鮪	当社及び極洋水産㈱他においてカツオ・マグロ等の漁獲、養殖、買付及び加工、販売を 行っております。
物流サービス	キョクヨー秋津冷蔵㈱において冷蔵倉庫業を行っております。
その他	キョクヨー総合サービス㈱他において保険代理店業などを行っております。

^{2.} 議決権比率の() 内は、間接所有割合(内数)であります。

(8) 企業集団の主要な営業所及び工場等

	本社	東京都港区	
㈱極洋	支社	札幌市・仙台市・東京都港区・名古屋市・大阪市・ 広島市・福岡市	
	研究所	宮城県塩釜市	
ナークコーション会芸(#)	本社・事業所	東京都大田区	
キョクヨー秋津冷蔵㈱	事業所	東京都大田区・福岡市	
極洋商事㈱	本社	東京都港区	
極洋食品㈱	本社・工場	宮城県塩釜市	
	工場	青森県八戸市・茨城県ひたちなか市	
極洋水産㈱	本社・工場	静岡県焼津市	
キョクヨー総合サービス㈱	本社	東京都港区	
極洋フィードワンマリン(株)	本社	愛媛県南宇和郡愛南町	
キョクヨーフーズ(株)	本社・工場	愛媛県北宇和郡松野町	
極洋フレッシュ㈱	本社・工場	東京都江戸川区	
キョクヨーマリン愛媛㈱	本社	愛媛県南宇和郡愛南町	
キョクヨーマリンファーム(株)	本社	高知県幡多郡大月町	
指宿食品㈱	本社・工場	鹿児島県指宿市	
インテグレート・システム(株)	本社	東京都中央区	
㈱エィペックス・キョクヨー	本社・工場	兵庫県姫路市	
海洋フーズ(株)	本社・工場	茨城県神栖市	
㈱クロシオ水産	本社	高知県幡多郡大月町	
(4H) ~ " +	本社・工場	東京都練馬区	
㈱ジョッキ	工場	埼玉県本庄市・北海道北斗市	
Kyokuyo America Corporation	本社	Seattle, Washington, U.S.A.	
青島極洋貿易有限公司	本社	Qingdao,China	
Kyokuyo Europe B.V.	本社	Luchthaven Schiphol,The Netherlands	
KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co.,Ltd.	本社・工場	Samut Sakhon,Thailand	
Kyokuyo Vina Foods Co.,Ltd.	本社	Long An Province, Vietnam	

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

事業の種類別 セグメントの名称	従業員数(人)	前期末比増減(人)
水産商事	270	△17
食 品	1,253	△81
鰹・鮪	356	△12
物流サービス	72	10
その他	88	1
全社 (共通)	73	3
合 計	2,112	△96

⁽注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員(期中平均雇用人員1,822人)は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

区	分	人員	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
		人	人	歳 月	年 月
職	男	510	△3	42 11	18 7
	女	194	12	36 4	10 8
員	計 又 は 平 均	704	9	40 10	16 5

⁽注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員 (期中平均雇用人員80人) は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
	百万円
㈱りそな銀行	13,536
農林中央金庫	9,950
㈱三菱UFJ銀行	6,991
三井住友信託銀行㈱	5,886

⁽注) 当連結会計年度における借入残高は53,600百万円であります。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 43,700,000株

(2) 発行済株式の総数 10,928,283株

(内、自己株式数 162,028株)

(3) 株主数 29,451名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行㈱	998	9.27
㈱りそな銀行	523	4.86
農林中央金庫	445	4.13
㈱日本カストディ銀行	317	2.95
東洋製罐グループホールディングス(株)	315	2.92
三井住友海上火災保険㈱	250	2.32
東京海上日動火災保険㈱	224	2.08
極洋秋津会	155	1.44
SMBC日興証券㈱	144	1.33
中村 格彰	143	1.33

- (注) 1. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位をそれぞれ切り捨てて表示しております。
 - 2. 上記株式のうち日本マスタートラスト信託銀行株式会社全株、株式会社日本カストディ銀行全株、及びSMBC日興証券株式会社690株は、信託業務に係る株式であります。
 - 3. 持株比率は、自己株式(162,028株)を控除して計算しております。なお、自己株式には役員株式給付信託の導入に際して設定した株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式49.627株を含めておりません。
 - 4. 極洋秋津会は当社取引先持株会であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。 取締役、その他役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役	1,435株	1名

(注)株式数のうち300株は取締役株式給付規程に基づき売却し、金銭にて交付しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第

165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定により、2022年5月13日 開催の当社取締役会決議に基づき、2022年5月16日から2022年8月31日の間、市場取引により、42,500株(発行済株式総数に対する割合は0.39%)の自己株式を総額149,773,000円で取得いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

	地 位					担当及び重要な兼職の状況					
井	井 上 誠		代表取締役社長								
酒	井		健	代表	表取	締役	(副社	1長	(事業部門統括、鰹・鮪セグメント、物流サービスセグメント管掌、鰹鮪事業部担当)		
近	藤		茂	専	務	取	締	役	(水産商事セグメント、食品セグメント管掌、水産第1部、 水産第2部、水産第3部、海外事業部、業務部担当)		
木	Ш	修	_	専	務	取	締	役	(管理部門統括、コンプライアンス担当、総務部、人事部、 品質保証部担当、総務部長委嘱)		
檜	垣	1_	志	常	務	取	締	役	(経営管理部担当、経営管理部長委嘱)		
\blacksquare	中		豊	取		締		役	(食品事業管理部、業務食品本部業務食品第1部、業務食品 第2部、ロジスティクス本部担当、業務食品本部長、ロジ スティクス本部長委嘱)		
Ш		敬	Ξ	取		締		役	(市販食品本部市販食品第1部、市販食品第2部、商品開発本部商品開発部、研究所担当、市販食品本部長、市販食品第2部長委嘱)		
Ξ	浦	理	代	取		締		役	(女子栄養大学名誉教授)		
白	尾	美	佳	取		締		役	(実践女子大学教授)		
町	\blacksquare	勝	弘	取		締		役	(JRAファシリティーズ(㈱顧問、明治機械(㈱取締役(監査等 委員))		
Ш	\blacksquare	英	司	取		締		役	(日本電子計算㈱顧問、㈱千葉興業銀行社外取締役、平和不動産㈱社外取締役)		
\blacksquare	村	雅	治	常	勤	監	査	役			
菅	野	洋	_	常	勤	監	查	役			
西	浜	正	幸	監		査		役			
*鈴	木	則	男	監		査		役			

- (注) 1. *印は、2022年6月24日開催の定時株主総会で新たに選任され就任した監査役であります。
 - 2. 2022年6月24日付にて、取締役西村斉之、監査役志村和彦の両氏は任期満了により退任いたしました。
 - 3. 地位、担当及び重要な兼職の状況は、2023年3月31日現在であります。
 - 4. 現任取締役のうち三浦理代、白尾美佳、町田勝弘及び山田英司の4氏は、社外取締役であります。
 - 5. 現任監査役のうち田村雅治及び菅野洋一の両氏は、社外監査役であります。
 - 6. 取締役三浦理代、白尾美佳、町田勝弘及び山田英司の4氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 - 7. 監査役田村雅治及び菅野洋一の両氏は、金融機関における永年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 8. 2023年4月1日付の機構改正にて次のとおり異動がありました。

	氏 名					地 位	Ī		担当及び重要な兼職の状況		
酒	井		健	代表	表取	締役	(副衣	士長	(事業部門統括、生鮮事業セグメント、物流サービスセグメント管掌、生鮮事業本部、商品開発本部担当、ロジスティクス部担当)		
近	藤		茂	専	務	取	締	役	(水産事業セグメント、食品事業セグメント管掌、水産事業 本部、食品事業本部担当、海外事業部、業務部担当、水産 事業本部長委嘱)		
木	Ш	修	_	専	務	取	締	役	(管理部門統括、コンプライアンス担当、総務部、人事部、 品質保証部担当)		
\blacksquare	中		豊	取		締		役	(大阪支社長委嘱)		
Ш		敬	Ξ	取		締		役	(東京支社長委嘱)		

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その概要は以下のとおりです。

当社取締役の報酬は、取締役が中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献 意識を高めることを目的とし、バランスを考慮した報酬体系とすることを基本方針とする。具体 的には、取締役の報酬は、ア. 固定の基本報酬、イ. 業績連動型株式報酬で構成する。

なお、業務執行から独立した立場である社外取締役については、固定の基本報酬のみとする。

ア. 固定の基本報酬

月例の固定報酬とし、各取締役の職責に基づき決定する。

イ. 業績連動型株式報酬

中期経営計画の目標指標である連結売上高と連結営業利益の達成度合いに応じ、事業年度 ごとに各取締役に付与するポイントを決定し、そのポイントに基づき、退任時に信託を通じ て当社株式を支給する。

また、決定方針は、取締役会が決定しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の固定の基本報酬の額は、2021年6月25日開催の第98回定時株主総会において年額400百万円以内と決議されております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。また、当該基本報酬とは別枠で、2021年6月25日開催の第98回定時株主総会において、業績連動型株式報酬の額を3年間で150百万円以内、株式数を3年間で50,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は8名です。

監査役の金銭報酬の額は2021年6月25日開催の第98回定時株主総会において年額70百万円 以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬決定についてのプロセスの客観性と透明性を確保するため、個人別の固定の基本報酬額については、取締役会決議に基づき、社内取締役及び独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会にその決定を委任することとし、その委任する権限の内容は、各取締役の職責に基づき、各取締役の固定の報酬額を決定する権限としております。また、業績連動型株式報酬については、取締役会の決議により定めた取締役株式給付規程に従って、指名・報酬委員会が事業年度ごとに各取締役に付与するポイント(株式数)を決定しております。

指名・報酬委員会は取締役報酬の基本方針に則った報酬の決定を行った旨を取締役会へ報告しており、この手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

なお、指名・報酬委員会は、委員の過半数を独立社外取締役としております。当事業年度における指名・報酬委員会の体制は下記のとおりです。

井上 誠 (代表取締役 社長)

三浦 理代 (社外取締役)

町田 勝弘 (社外取締役)

④業績連動報酬等に関する事項

業績連動型株式報酬は株主総会の決議に基づき、事業年度ごとに中期経営計画の目標指標である連結売上高と連結営業利益の達成度合いに応じて算出した業績連動係数に取締役の役位別に定めた基本ポイントを乗じ、各取締役に付与するポイントを算定し、そのポイントに基づき、退任時に信託を通じ当社株式を支給しております。当該業績指標を算定の基礎とした理由は、取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の持続的向上を促すことが期待できると判断したためであります。なお、当事業年度における業績連動型株式報酬制度に係る指標の計画値は、連結売上高275,000百万円、連結営業利益7,000百万円で、実績は連結売上高272,167百万円、連結営業利益8.105百万円です。

⑤取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	お馴なの炒宛	報酬等	対象となる 役員の員数		
运 力	報酬等の総額 (百万円) 	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬	(人)
取締役 (うち社外取締役)	343 (39)	314 (39)	29 (-)	_	12 (4)
 監査役 (うち社外監査役)	66 (51)	66 (51)	_	_	5 (2)
合計	409	380	29	_	17

⁽注) 業績連動報酬 (非金銭報酬) として取締役に対して株式報酬を交付しております。当社株式報酬の内容及びその交付状況は2.会社 の株式に関する事項に記載のとおりです。

(3) 社外役員に関する事項

①取締役 三浦理代

- ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況 該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況 該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況 当事業年度開催の取締役会16回中16回の全てに出席し、食品栄養学の専門家としての永 年の知見から発言・助言を行っております。
- オ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 女子栄養大学において食品栄養学等を研究され、食品栄養学の専門家としての永年の経験 と知見から、取締役会において公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいてお ります。また、指名・報酬委員会の委員として、当該事業年度に開催された委員会2回中 2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や報酬の決定過程に おける監督機能を果たしていただいております。

②取締役 白尾美佳

- ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況 該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況 該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況 当事業年度開催の取締役会16回中15回に出席し、食品衛生学や食育に関する専門的立場 から発言・助言を行っております。
- オ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 実践女子大学において食品衛生学や食育について研究され、豊富な経験と高い学識を有されており、専門的立場からご指導いただくとともに、知識や経験等を経営に反映し、監督機能を発揮していただいております。

③取締役 町田勝弘

- ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況 JRAファシリティーズ㈱顧問
- イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況 明治機械㈱取締役(監査等委員)
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況 当事業年度開催の取締役会16回中16回の全てに出席し、経験豊富な経営者の観点から発 言・助言を行っております。
- オ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 永年にわたり農林水産省において要職を務められ、また研究機関により培われた豊富な経 験と高い学識を有されており、専門的立場からご指導いただくとともに、知識や経験等を 経営に反映し、監督機能を発揮していただいております。また、指名・報酬委員会の委員 として、当該事業年度に開催された委員会2回中2回の全てに出席し、客観的・中立的立 場で当社の役員候補者の選定や報酬の決定過程における監督機能を果たしていただいてお ります。

④取締役 山田英司

- ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況 日本電子計算㈱顧問
- イ.他の法人等の社外役員の兼任状況㈱干葉興業銀行社外取締役、平和不動産㈱社外取締役
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況 当事業年度開催の取締役会16回中16回の全てに出席し、経験豊富な経営者の観点から発 言・助言を行っております。
- オ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 日本電子計算㈱において永年代表取締役社長を務められるなど、システム開発の豊富な経験や実績を背景とした経営者としての高い見識を有されており、専門的立場からご指導いただくとともに、知識や経験等を経営に反映し、監督機能を発揮していただいております。

⑤監査役 田村雅治

- ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況 該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況 該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況 当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会13回の全てに出席し、永年にわたる金融機 関業務による知見から発言・助言を行っております。

⑥監査役 菅野洋一

- ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況 該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況 該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況 当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会13回の全てに出席し、永年にわたる金融機 関業務による知見から発言・助言を行っております。

(4)責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、各社外取締役及び各社外監査役との間に、同法 第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償 責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(5)役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があり、役員等の職務の適正性が損なわれないように措置を講じています。当該保険契約の被保険者は、当社及び当社グループ子会社の取締役及び監査役であり、その保険料については特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、当社は、1年ごとの契約更新をしており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

井上監査法人

(2) 報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

45百万円

②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額

45百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。なお当社の重要な子会社のうちKyokuyo America Corporation、青島極洋貿易有限公司、Kyokuyo Europe B.V.、KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co.,Ltd.、Kyokuyo Vina Foods Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査等を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当事業年度に対価を支払った非監査業務の内容は「電気事業者による再生可能エネルギー電気 の調達に関する特別措置法」に基づく認定申請に係る手続業務です。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査 を遂行するに不十分であると判断する場合、その他必要があると判断する場合には、会計監査人 の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社取締役会は、「内部統制システムの基本方針」を決議しております(初回制定 2006年5月12日、最終改定 2022年4月1日)。当該方針の概要は以下のとおりです。

①企業理念とキョクヨーグループ企業行動憲章

当社及びグループ会社は以下の企業理念、キョクヨーグループ企業行動憲章を業務遂行にあたっての基本方針とする。

企業理念:人間尊重を経営の基本に、健康で心豊かな生活と食文化に貢献し社会とともに成長することを目指します。

キョクヨーグループ企業行動憲章:

- 1. 社会に役立つ総合食品グループとして、安心・安全な商品およびサービスを提供し、消費者・ユーザーの信頼を獲得します。
- 2. 法令を遵守し、公正、透明、自由な競争を行い、政治、行政との健全かつ正常な関係を保ちます。
- 3. 消費者・ユーザー・株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示します。
- 4. 環境問題への取り組みは企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動します。
- 5. 働きやすい環境の整備に努めます。
- 6. 国際社会の一員として行動し、関係地域の発展に努めます。

②取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. コンプライアンス体制の基礎として、企業理念に基づきキョクヨーグループ企業行動憲章 およびコンプライアンス基本規則を定め、当社およびグループ会社の役職員に対しその周知 徹底を図る。

コンプライアンス担当役員のもと、基本方針に基づきコンプライアンス体制の構築、維持、向上を具体的に推進する組織として、「内部統制室」を設置し、グループ全体の横断的なコンプライアンス体制を整備する。

- イ. 社長を委員長とする「内部監査委員会」は、「内部監査チーム」を編成し当社およびグループ会社のコンプライアンスの状況を監査するとともに、業務の改善を推進する。
- ウ. 当社およびグループ会社は、職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため に、必要に応じて規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
- エ. 当社の取締役はグループ全体における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する 重要な事実を発見した場合には直ちに当社の監査役に報告するものとする。
- オ. 法令違反、その他コンプライアンスに関する事実についてのグループ内通報体制として、 社内のコンプライアンス担当部署長および外部の弁護士事務所を直接の情報受領者として、 通報者が保護される内部通報システムを設け、内部通報者保護規則に基づきその運用を行う こととする。
- カ. 当社の監査役はグループ全体のコンプライアンス体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、当社の取締役に対し意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- キ. 当社およびグループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないものとする。このことについて当社およびグループ会社の役職員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織としてすみやかに対処できる体制を構築する。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書または電磁的媒体については、文書取扱規則等に基づき、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、定められた保存期間に従い、閲覧可能な状態を維持することとする。

④損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. グループ全体のリスク管理についてキョクヨーグループリスク管理基本規則を作成し、グループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理するためのリスク管理体制を整備する。
- イ. 環境保全リスクについて社長を委員長とするサステナビリティ推進委員会のもと、グループ全体の環境保全体制を構築、維持、継続させる。
- ウ. 品質安全リスクについては、フードディフェンスガイドラインを作成し、工場運営の基礎 として運用する。また食品事故が発生した際には食品事故及び苦情処理に関する規則等に基 づき、グループ全体ですみやかに対応する。
- エ. 当社およびグループ会社は、災害リスクについて事業継続計画 (BCP) を策定し、被災時においても事業を継続できる体制を整備する。
- オ.「内部監査チーム」は、当社およびグループ会社のリスク管理体制を監査し、その結果を内部監査委員会に報告する。

⑤取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- イ. 当社およびグループ会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規則、 りん議規則において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定める。
- ウ. 中期経営計画および年次予算については、グループ全体での会議を通じて、情報を共有する。

⑥当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

- ア. 当社およびグループ会社は、業務の適正を確保するため、業務の実態に対応した諸規定を定めるものとする。
- イ. グループ会社の経営管理を系列会社管理規則に従って行うとともに、グループ会社は当社 に対して経営上の重要事項を報告するものとする。
- ウ. グループ会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社のコンプライアンス担当部署に報告するものとする。当社のコンプライアンス担当部署は直ちに当社の監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができるものとする。当社の監査役は当社の取締役に対し意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

②監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ア. 当社の監査役の職務の補助は監査役会事務局が担当するものとする。
- イ. 当社の監査役から監査業務に関し必要な命令を受けた使用人は、その命令に関し当社の取締役その他の指揮命令を受けない。

⑧当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制ならびにその他監 査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 当社およびグループ会社の役職員が当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社およびグループ会社の業務または業績に影響を与える重要な事項、内部監査の実施状況、内部通報システムによる通報状況等についてすみやかに報告する体制を整備する。前記に関わらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、当社およびグループ会社の役職員に対して報告を求めることができることとする。
- イ. 内部通報者保護規則により、内部通報システムの適切な運用を維持することにより、法令 違反、その他コンプライアンス上の問題について当社の監査役への適切な報告体制を確保す るものとする。
- ウ. 当社およびグループ会社は、当社の監査役へ報告を行った当社およびグループ会社の役職 員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- エ. 当社の監査役がその職務の執行に係る費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上すみやかに当該費用または債務を処理するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は「内部統制システムの基本方針」に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めています。当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

①コンプライアンスに対する取組み

内部統制室が当社グループのコンプライアンス体制を整備するとともに、内部統制室長が当社 及びグループ会社の役職員に向けてコンプライアンスの徹底に関する通達を発信し、コンプライ アンス意識の向上に努めています。

また、当社及びグループ会社を対象として、コンプライアンス担当部署長及び外部顧問弁護士を窓口とする内部通報システムを設置・運用しています。

②職務執行の適正性や効率性

取締役会は社外取締役4名を含む取締役11名で構成されています。当事業年度においては取締役会を16回開催し、会社の重要事項について、法令及び定款に基づき審議、決定しています。

また取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規則、りん議規則においてその責任者と執行手続きの詳細について定めており、組織的かつ効率的な運営を図っています。

③リスク管理体制

リスク管理の総括部署である経営管理部が定期的に当社グループ全体のリスク情報を取りまとめ、コンプライアンス担当役員を通じ、全役員に資料を配布し、情報を共有しています。

また内部監査チームが当社及びグループ会社を対象に内部監査を実施し、監査結果を内部監査 委員会に報告しています(当事業年度は内部監査委員会を9回開催)。内部監査の指摘事項については、内部監査委員会事務局が被監査部署に改善計画の提出を求め、その進捗状況を内部監査 委員会に報告しています。

④グループ会社における業務の適正の確保

グループ会社への取締役及び監査役の派遣、内部監査チームによる内部監査の実施等を通じ、 グループ会社の業務の適正の確保に努めています。

また当社はグループ会社の経営上の重要事項について報告を受けています。

⑤ 監査役監査の実効性確保

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されています。当事業年度においては監査役会を13回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っています。

また監査役は内部監査委員会事務局から内部監査の実施状況の報告を受けるほか、外部会計監査人と適宜協議を行うなど、監査の実効性向上を図っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は株式会社の支配に関する基本方針として『当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)』を定めており、2020年6月24日開催の第97回定時株主総会において、本定時株主総会終結の時まで継続することをご承認いただいております。

当該方針の概要は下記のとおりです。なお詳細につきましては当社ホームページ掲載の「当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の継続に関するお知らせ」本文をご参照ください。

(https://www.kyokuyo.co.jp/files/20051203.pdf)

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、並びに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提 案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不 適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大量買付を意図する者が現れた場合は、買付者に買付の条件並びに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や、必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

②基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記基本方針に照らし、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しております。

ア. 中期経営計画の策定

当社は、当社の企業価値、株主共同の利益を向上させるため、2021年度から2023年度までの3ヵ年中期経営計画『Build Up Platform 2024』を策定し、『経営基盤の強化を図りながら、「事業課題への継続的取組み」と「持続的成長への挑戦」を柱とする戦略を進め、社会と極洋それぞれが共有するべき価値を創造していくことで、新たな成長への礎となる「高収益構造への転換」を目指す。』という基本方針のもと、ESG、SDGsといった持続可能な社会の実現に向けた責任を果たしながら、事業を推進してまいります。

イ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は企業統治(コーポレート・ガバナンス)に関しては、公正な経営を維持することが基本であると考えております。取締役会・監査役会・会計監査人による監査など法律上の機能に加え、内部統制機能の強化により経営の透明性向上とコンプライアンスを徹底し、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することで、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを 防止する取組み

当社取締役会は、上記の基本的な考え方に立ち、大規模買付者が取締役会に対して事前に必要かつ十分な情報提供をし、取締役会による一定の検討時間が経過した後に大規模買付行為を開始するといった一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は原則として対抗措置はとりません。当該買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、ご判断いただくことになります。ただし、買収行為が結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に対抗措置を取ることがあります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、対抗措置をとり買収行為に対抗する場合があります。具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、その内容につきまして速やかに開示いたします。

本プランの有効期限は本定時株主総会終結の時までとなっておりますが、有効期限の満了前であっても、株主総会あるいは取締役会において本プランを変更、廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で変更、廃止されるものとします。本プランについて変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示いたします。

本プランにおける対抗措置の発動等の判断に際しては、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

また、取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同 の利益を損なうものではなく、かつ当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断し ております。

- ア. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること
- イ. 株主意思を重視するものであること
- ウ. 独立性の高い社外者の判断を重視していること
- エ. 合理的な客観的要件を設定していること
- オ. 独立した外部専門家の意見を取得していること
- カ. デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

なお、2023年5月12日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、当該方針を継続することを決定いたしました。詳細につきましては、株主総会参考書類「第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)継続の件」をご覧ください。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する適切な利益還元を経営の重要な課題のひとつと位置付けており、企業体質の強化及び将来の事業展開に備えるための内部留保の充実を図るとともに、安定配当を継続しつつも、中長期的な利益成長による配当水準の向上を目指します。

内部留保資金につきましては、有利子負債の削減に充当する一方、国内外の生産及び販売拠点 の強化、市場ニーズに応える商品開発、人材育成のための教育投資、情報システムの強化、物流 の合理化などに有効に活用する方針です。

当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めておりますが、当期の期末配当につきましては1株当たり90円の普通配当に創立85周年記念配当10円を加え、1株当たり100円といたしたく、本定時株主総会にお諮りいたします。

(注) 本事業報告中に記載の金額について、表示単位未満は切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

	科	B			金額
	(資 産	のき	郅)		
流	動資	産			114,202
現	金	え び	預	金	7,050
受	取手形	及び	、売 掛	金	33,079
商	品及	え び	製	品	52,620
仕		掛		品	3,840
原	材料	及び	貯 蔵	H	7,425
そ		\mathcal{O}		他	10,196
貸	倒	引	当	金	△9
固	定 資	産			32,098
有于	ド固定 i	資 産			18,912
建	物及	び 柞	構 築	物	7,057
機	械装置	及び	道 搬	具	3,853
船	1			舶	3,069
土				地	3,910
<u>ر</u> ا	_	ス	資	産	304
建	灵	仮	勘	定	335
そ		\mathcal{O}		他	382
無牙	杉固定 i	資 産			348
IJ	_	ス	資	産	0
そ		\mathcal{O}		他	347
投資	その 何	也の資	資 産		12,837
投	資	有 価	証	券	10,134
繰	延利	总 金	資	産	1,454
そ		\mathcal{O}		他	2,845
貸	1-5	引	当	金	△1,597
道	産	合	計		146,301

	(単位:百万円)
科目	金額
(負 が	64,950 8,563 23,783 15,000 148 2,091 1,009 12 8,261 6,079 34,383 29,816 223 73 214 126 3,909 16 1
負債合計	99,334
(純主 資資 産の本 ・ 会金金 会金金 会金金 会会 会会 会会 会会 会会 会会	43,736 5,664 1,330 37,317 △575 3,805 3,704 △72 470 △296 △575 46,966
負債及び純資産合計	146,301

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額
売 上 高	272,167
売 上 原 価	241,139
売 上 総 利 益	31,027
販売費及び一般管理費	22,921
営 業 利 益	8,105
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	
受 取 配 当 金	
持分法による投資利益	21
受 取 保 険 金	217
補 助 金 収 入	132
為	40
そ の 他	219 801
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	504
棚 卸 資 産 廃 棄 損	86
訴訟損失引当金繰入額	10
その他	123 724
経 常 利 益	8,182
特 別 利 益	
固 定 資 産 処 分 益	308
受 取 保 険 金	45 353
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損	
減 損 失	
災害による損失	
投資有価証券評価損	40
解決金	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	8,403
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,973
法 人 税 等 調 整 額	△309 2,664
当 期 純 利 益	
非支配株主に帰属する当期純損失(△ 損失)	
親会社株主に帰属する当期純利益	5,782

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) (単位: 百万円)

	株主資本						
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
2022年4月1日残高	5,664	1,330	32,507	△429	39,072		
当 期 変 動 額							
剰余金の配当			△972		△972		
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			5,782		5,782		
自己株式の取得				△150	△150		
自己株式の処分				4	4		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	_	_	4,809	△145	4,663		
2023年3月31日残高	5,664	1,330	37,317	△575	43,736		

	その他の包括利益累計額					-111	
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配 株主持分	純資産合計
2022年4月1日残高	3,234	343	292	△237	3,632	△530	42,174
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△972
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							5,782
自己株式の取得							△150
自己株式の処分							4
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	469	△415	178	△59	172	△44	128
当期変動額合計	469	△415	178	△59	172	△44	4,791
2023年3月31日残高	3,704	△72	470	△296	3,805	△575	46,966

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 26社

主要な連結子会社の名称

主要な遅れて云化の名称 キョクヨー秋津冷蔵㈱、極洋商事㈱、極洋食品㈱、極洋水産㈱、キョクヨー総合サービス ㈱、キョクヨーフーズ㈱、キョクヨーマリンファーム㈱、㈱ジョッキ、キョクヨーマリン愛 媛㈱、極洋フレッシュ㈱、海洋フーズ㈱、極洋フィードワンマリン㈱、インテグレート・シ ステム㈱、指宿食品㈱、㈱エィペックス・キョクヨー、㈱クロシオ水産 Kyokuyo America Corporation、青島極洋貿易有限公司、Kyokuyo Europe B.V.、 KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co.,Ltd.、Kyokuyo Vina Foods Co.,Ltd.他5社 このうち、Kyokuyo Vina Foods Co.,Ltd.については、当連結会計年度において新たに 設立されたため、連結の範囲に含めております。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した関連会社の数 持分法を適用した主要な関連会社の名称 ㈱イチヤママル長谷川水産他2社

3社

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称等 KAPPA CREATE KOREA Co.,Ltd.

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項 決算日が連結決算日と異なる会社について、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Kyokuyo America Corporation、青島極洋貿易有限公司、Kyokuyo Europe B.V.、KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co.,Ltd.、Kyokuyo Vina Foods Co.,Ltd.他3社の決算日は12月末日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日までに生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

その他有価証券市場価格のない株式等以外の時価法(評価差額は全部純資産直

‡,0)

時価法(評価差額は全部純資産直 入法により処理し、売却原価は移 動平均法により算定しておりま す。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ 時価法

③ 棚卸資産 主として総平均法による原価法

なお、収益性の低下した棚卸資産については、帳簿価額を切下げております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 主として定額法によっております。

(リース資産を除く)

- ② 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについ (リース資産を除く) ては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によって おります。

(3) 重要な引当金の計 ト基準

① 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権について

は貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

す。

② 賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、当社及び国内連結子会社は、

支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金 役員の賞与の支出に備えるため、当連結会計年度に負担するべき

額を計上しております。

④ 特別修繕引当金 船舶の特別修繕に要する費用の支出に備えるため、将来の修繕見

積額に基づき計上しております。

⑤ 訴訟損失引当金 訴訟に対する損失に備えるため、損失見込額に基づき計上してお

ります。

⑥ 役員株式給付引当金 取締役株式給付規程に基づく当社の取締役(社外取締役を除く)

への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株

式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計ト基準

商品又は製品の販売に係る収益は、顧客との水産物等の販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日。以下「収益認識適用指針」という。)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、原則として出荷時に収益を認識しております。

売上リベート等のある取引については、契約等に従って、取引の対価の変動部分の額を見 積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含める方 法にて収益を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度

から費用処理することとしております。

- ③ 小規模企業等における簡便法の採用
 - 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約取引については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理によっております。

5. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

(単位:百万円)

	水産商事	食品	鰹・鮪	物流 サービス	その他	合計
地域別						
日本	100,667	106,305	37,947	1,361	473	246,755
アジア	15,592	1,689	1,273	_	_	18,555
その他	6,523	332	_	_	_	6,856
顧客との契約から生 じる収益	122,783	108,328	39,220	1,361	473	272,167
外部顧客への売上高	122,783	108,328	39,220	1,361	473	272,167

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

6. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

棚卸資産廃棄損の表示方法は、従来、連結損益計算書上、営業外費用のその他(前連結会計年度24百万円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より、棚卸資産廃棄損(当連結会計年度86百万円)として表示しております。

7. 追加情報

取締役に対する業績連動型株式報酬制度

当社は、取締役(社外取締役を除く)を対象に、中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入しております。

① 取引の概要

本制度は、当社が信託に対して金銭を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役に対して、当社が定める役員報酬に係る取締役株式給付規程に従って、業績達成度、業績貢献度に応じて当社株式を給付する業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号2015年3月26日)に準じております。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により 純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿 価額及び株式数は、143百万円及び49,627株であります。

【連結貸借対照表関係注記】

- 1. 担保資産及び担保付債務
 - (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	2百万円
機械装置及び運搬具	13 //
計	15 //

(2) 担保設定の原因となる債務

短期借入金	18百万円
長期借入金	75 //
計	94 //

2. 有形固定資產減価償却累計額

25,658百万円

3. 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

圧縮記帳額	1,963百万円
(うち、建物及び構築物)	1,220 //
(うち、機械装置及び運搬具)	722 //
(うち、船舶)	5 //
(うち、その他)	15 //

【連結株主資本等変動計算書関係注記】

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式数				
普通株式	10,928,283	_	_	10,928,283

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	972	90	2022年3月31日	2022年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年6月27日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	1,076	利益剰余金	100	2023年3月31日	2023年6月28日

⁽注) 1株当たり配当額100円には、創立85周年記念配当10円を含んでおります。

【金融商品関係注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。借入金の使途は運転資金及び設備資金であります。なお、デリバティブは、社内管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日(当連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額523百万円)は、「その他有価証券」には含めておりません。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額(※2)	時価(※2)	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	9,611	9,611	_
(2) 長期借入金(※3)	(33,660)	(33,621)	△39
(3) デリバティブ取引 (※4)	(104)	(104)	_

- (※1)「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「コマーシャル・ペーパー」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (※2) 負債に計上されているものについては、() で示しております。
- (※3) 一年内返済長期借入金を含めております。
- (※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味 の債務となる項目については()で示しております。
- 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における (無調整の) 相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用い

て算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、 それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優

先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価						
区刀	レベル1	レベル2	レベル3	合計			
投資有価証券							
その他有価証券							
株式	9,611	_	_	9,611			
デリバティブ取引	_	104	_	104			

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

VΔ	時価					
运 力	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
長期借入金	_	33,621	_	33,621		

短期借入金のうち一年内返済長期借入金を長期借入金に含めております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(下記「長期借入金」参照)。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により時価を算定しております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。なお、一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(上記「デリバティブ取引」参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

【1株当たり情報関係注記】

1. 1株当たり純資産額4,436円 27銭2. 1株当たり当期純利益539円 10銭

【その他の注記】

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表(2023年3月31日現在)

 科目
 金額

 (資産の部)

 流動資産
 100,688

 現金及び預金売
 2,956

 売掛金
 31,065

売掛金	31,065
商品及び製品	45,173
原材料及び貯蔵品	3
前渡金	4,017
前払費用	339
短期貸付金	1,411
未 収 入 金	10,801
未収消費税等	230
預けか金	5,944
そ の 他	75
貸倒引当金	△1,332
固定資産	22,472
有 形 固 定 資 産	6,079
建物	2,434
構築物	179
機械装置	1,130
船舶	32
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	196
土 地	1,919
リース資産	87

	貸	倒	引	当	金	△1,332
古	. 范			E _		22,472
7	有开	固	定道	至 産		6,079
	建				物	2,434
	構	1.18	築	N- L	物	179
	機	械		装	置	1,130
	船	_	\ 	TAU.	舶	32
	車	_ 両	運	搬	具	0
	工 :	具、器	具 及	ひび備		196
	工		\neg	次	地並	1,919
	リ 建	— ≡љ	ス 仮	資 勘	産定	87 98
4	無用	設 固		型 産	Æ	308
7	一商		標	1 注	権	0
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	\neg	から からし かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ	, т	ア	293
	ソそ		ິ		他	14
- 1	投資	その		資 産	ظار	16,084
	投		有価		券	9,507
	関	係 :	 会 社		式	4,102
	出	PI 2	_ 資	- 1717	金	20
	関	係 会		出資	金	1,410
	長	期	貸	付付	金	258
	破	産 更	生	債 権	等	1,596
	繰	延	锐 金		産	225
		入	保	証	金	564
	そ		\mathcal{O}		他	28
	差そ貸	倒	<u>引</u>	<u>当</u>	金	△1,630

(単位	:	百万円)	

科目	金額
(負債の部) 流動負債	59,756
買 掛 前 受 金	9,795 56
賞 与 引 当 金 未 払 金	603 7,026
預り金	5,998
未 払 費 用 リ – ス 債 務	485 40
短 期 借 入 金 一年内返済長期借入金	15,828 2,858
コマーシャル・ペーパー 未 払 法 人 税 等	15,000 1,396
そ の 他	666
固 定 負 債 長 期 借 入 金	28,000 24,660
関係会社事業損失引当金役員株式給付引当金	128 126
退職給付引当金リース債務	3,015 57
そ の 他	13
負債合計	87,757
(純 資 産 の 部) 株 主 資 本	31,763
資 本 金	5,664
資本 剰 余 金	1,320
資本準備金 その他資本剰余金	742 578
利益剰余金	25,354
利 益 準 備 金	673
その他利益剰余金	24,680
別 途 積 立 金 繰 越 利 益 剰 余 金 *********************************	1,560 23,120
自 己 株 式	△575
評価・換算差額等	3,640
その他有価証券評価差額金繰 延 ヘッ ジ 損 益	3,712 △72
純資産合計	35,403
負債及び純資産合計	123,161

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

123,161

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

		科	B			金額	
売		上	高				249,142
売	上	原	価				222,926
	売	上	総和	」	益		26,216
販	売 費	及 び・	一 般 管	理	貴		20,191
	営	業	利	益	益		6,024
営	業	外	収 益	ī			
	受	取	利	息	息	52	
	受	取	記 当	氩	Ê	315	
	受	取	呆 険	氩	Ê	131	
	為	替	差	益	益	44	
	雑	Ц	又	ス	٧	89	632
営	業	外	費用				
	支	払	利	息	息	408	
	貸 倒	引 当	金 繰	入 額	湏	327	
	関係 会	社事業損	失 引 当 金	注繰入額	湏	△220	
	雑	2	支	出	£	134	650
	経	常	利	益	益		6,007
特	5	削利	益	ī			
	固 定	資	童 処	分 益	益	3	3
特	5		失				
	固 定		童 処	分 損	員	4	
	投 資		証券 評	価 損	員	39	
	減	損	損	失		25	
	解		夬	金	_	10	78
	税 引	前 当	期 純	利 益	益		5,932
法	人税、			業税		2,073	
法	人	税 等	調整	額		△226	1,847
	当	期	吨 利	益	益		4,084

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

		株主	資 本	
	資 本 金		資 本 剰 余 金	
	貝 平 並	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2022年4月1日残高	5,664	742	578	1,320
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	_	_	_	_
2023年3月31日残高	5,664	742	578	1,320

	株 主 資 本					
		利益乗	11余金			
		その他利	益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合計		
2022年4月1日残高	673	1,560	20,008	22,242	△429	28,797
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△972	△972		△972
当 期 純 利 益			4,084	4,084		4,084
自己株式の取得					△150	△150
自己株式の処分					4	4
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	_	_	3,111	3,111	△145	2,966
2023年3月31日残高	673	1,560	23,120	25,354	△575	31,763

		/# `M +		
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	純 資 産 合 計
2022年4月1日残高	3,238	343	3,581	32,378
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△972
当 期 純 利 益				4,084
自己株式の取得				△150
自己株式の処分				4
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	474	△415	59	59
当期変動額合計	474	△415	59	3,025
2023年3月31日残高	3,712	△72	3,640	35,403

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

子会社株式及び

移動平均法による原価法

関連会社株式

その他有価証券

市場価格のない株式等以外の

‡, (7)

時価法(評価差額は全部純資産直 入法により処理し、売却原価は移

動平均法により算定しております。

す。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

総平均法による原価法

なお、収益性の低下した棚卸資産については帳簿価額を切下げて

おります。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。

(リース資産を除く)

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によって おります。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権について は貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権につい ては個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しておりま す。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上して おります。

③ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業損失に備えるため、当該会社の財政状態及び経営 成績等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。 ④ 役員株式給付引当金 取締役株式給付規程に基づく当社の取締役(社外取締役を除く) への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給 付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

- a. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度 末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- b. 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の 平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法に より按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理する こととしております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品の販売に係る収益は、顧客との水産物等の販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日。以下「収益認識適用指針」という。)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、原則として出荷時に収益を認識しております。

売上リベート等のある取引については、契約等に従って、取引の対価の変動部分の額を見 積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含める方 法にて収益を計上しております。又、有償支給取引について、収益認識適用指針第104項に 定める取扱いに従い、支給品の引渡時に当該支給品の消滅を認識しております。

- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約取引については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理によっております。

② 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度において「雑収入」に含めておりました「受取保険金」(前事業年度43百万円) については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「補助金収入」(当事業年度0百万円)については、金額が僅少となったため、当事業年度においては「雑収入」に含めて表示しております。

4. 追加情報

取締役に対する業績連動型株式報酬制度

取締役に対する業績連動型の株式報酬制度の導入に関する注記については、連結注記表 [7. 追加情報] に記載しているため、省略しております。

5. 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産減価償却累計額

7,618百万円

(2) 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

圧縮記帳額	1,375百万円
(うち、建物)	920 //
(うち、構築物)	8 //
(うち、機械装置)	443 //
(うち、工具、器具及び備品)	2 //

(3) 保証債務及び手形遡及債務等

① 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co.,Ltd.	3,373百万円
㈱ジョッキ	691 //
Kyokuyo America Corporation	430 //
その 他	630 //
	5,125 //

② 手形遡及債務

輸出信用状付荷為替手形銀行間未決済残高

11百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

1	短期金銭債権	17,2572	5万円
2	長期金銭債権	34	//
3	短期金銭債務	9,237	//
4	長期金銭債務	13	//

6. 損益計算書に関する事項

(1)	関係会社に対する売上高	20,351百万円
(2)	関係会社からの仕入高等	78,352百万円
(3)	関係会社との営業取引以外の取引高	402百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する事項 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式

211.655株

- (注) 当事業年度末日の自己株式数には、役員向け株式給付信託が所有する当社株式を含めております。
- 8. 税効果会計に関する事項

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金の否認、賞与引当金の否認等であり、 繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額であります。

9. 関連当事者との取引に関する事項子会社及び関連会社等

種類	名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (注1)	科目	期末残高
		%			百万円		百万円
子会社	極洋商事株式会社	所有 直接100.0	商品の販売 商品の仕入 役員の兼任	商品販売 (注2)	10,231	売掛金	1,320
子会社	極洋食品株式会社	所有 直接90.0 間接10.0	原料の有償 支給 製品の仕入 役員の兼任	製品仕入 (注3)	19,870	買掛金	1,883
子会社	極洋水産株式会社	所有 直接100.0	製品の加工 委託	資金の預り (注4)	_	預り金	3,156
子会社	キョクヨーフーズ 株式会社	所有 直接100.0	原料の有償 支給 製品の仕入 役員の兼任	資金の預入 (注5)	_	預け金	1,313
子会社	株式会社ジョッキ	所有 直接100.0	原料の販売 製品の仕入 役員の兼任	資金の預入 (注5)	_	預け金	1,775
子会社	KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co.,Ltd.	所有 直接100.0	原料の有償 支給 製品の仕入 役員の兼任	債務保証 (注6)	3,373	_	_

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2) 取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上決定しております。
- (注3) 製品の仕入については、同社の原価等を勘案し両者協議のうえで決定しております。
- (注4) 資金の預りについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、頻繁に発生する取引のため、取引金額の記載を省略しております。
- (注5) 資金の預入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、頻繁に発生する取引のため、取引金額の記載を省略しております。
- (注6) 金融機関からの借入に対して債務保証を行ったものであります。なお、取引金額には 債務保証の期末残高を記載しております。
- 10. 1株当たり情報に関する事項
 - (1) 1株当たり純資産額 3,303円 64銭
 - (2) 1株当たり当期純利益 380円 81銭
- 11. 連結配当規制適用会社

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

12. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社 極 洋 取 締 役 会 御中

井 上 監 査 法 人東京都千代田区

指定社員 公認会計士 平松 正己指定社員 公認会計士 平松 正己

増 た 社 員 公認会計士 吉 松 博 幸 業務執行社員

指定社員 公認会計士塚 本義 治業務執行社員 公認会計士塚 本義 治

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社極洋の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極洋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- · 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。 以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社 極 洋 取 締 役 会 御中

井 上 監 査 法 人東京都千代田区

指定社員 公認会計士平松正 己業務執行社員 公認会計士平松正

指定 社員 公認会計士 吉 松 博 幸業務執行社員 公認会計士 吉 松 博 幸

指定社員 公認会計士塚 本義 治業務執行社員 公認会計士塚 本義 治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社極洋の2022年4月1日から2023年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- · 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、井上監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

株式会社 極 洋 監査役会 常勤監査役 田 村 雅 治印 常勤監査役 菅 野 洋 一印 監査役 西 浜 正 幸印 監査役 鈴 木 則 男印

以上

株主総会会場 ご 案 内 図

会場 都市センターホテル (日本都市センター会館内) 3階 コスモスホール

東京都千代田区平河町二丁目4番1号



交通機関と 所 要 時 間

東京メトロ

○有楽町線 麹町駅 1番出口より徒歩約4分

○半蔵門線 ○有楽町線 永田町駅 5番出口より徒歩約4分

○南北線 永田町駅 9 b 番出口より徒歩約3分

O丸ノ内線 O銀座線 赤坂見附駅 D出口より徒歩約8分

都バス

平河町二丁目 (日本都市センター前) (新橋駅⇔市ヶ谷駅⇔小滝橋車庫前)

株主総会へのご出席につきましては、開催日当日におけるご自身の体調等をご勘案のうえ、慎重にご判断いただきま すようお願い申し上げます。

議決権行使につきましては、書面(郵送)及びインターネットによる行使もご活用ください。

※株主総会ご出席株主様へのお土産のご提供を取り止めさせていただいております。 何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当日は、公共交通機関等をご利用 いただきますようお願い申し上げます。

